別表一号の項中「二千九百三十一番一」を「二千九百二十八番一」に、「大字湯本字三枚橋九百二十三番の一」を「湯本字三枚橋九百二十三番一」に改め、同表十四号の項中「二千五百四十五番」を「二千五百四十五番一」に改め、同表十六号の項中「四十一番三」を「四十一番二十一」に改め、同表十九号の項及び二十二号の項中「中瀬町五十六番」を「神宮二丁目千百十九番」に改め、同表二十三号の項中「東七根町字大山二百二十三番」を「細谷町字井ノ上九十五番一」に改め、同表二十五号の項及び二十六号の項中「北区梅田一丁目三番」を「浪速区難波中一丁目六番五」に改め、同表二十八号の項中「字片濱千四百十四番三」を「字片浜千四百十四番六十」に改め、同表三十五号の項中「五十一番」を「五十一番一」に改め、同表四十二号の項中「字眞菰原」を「字真菰原」に改め、同表五十二号の項中「三十一番の八」を「六百三番」に改め、同表百八号の項中「十四番七」を「十四番一」に改め、同表百十三号の項中「、同市北区笹山東百七十九番から新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内二千三百二十一番四まで及び同県」を「及び」に改め、同表百二十七号の項中「北條字八下地七百二番の五」を「北条字八下地七百二番五」に改め、同表百三十八号の項中「字上町」を「七丁目」に、「二千五百七十九番一」を「二千五百六十四番十九」に、「大字湯本字三枚橋九百二十三番の一」を「湯本字三枚橋九百二十三番一」に改め、同表百三十九号の項中「字上町七十三番」を「六丁目七十三番一」に改め、同表百五十八号の項中「三十五番」を「三十五番一」に改め、同表百六十五号の項中「北区梅田一丁目三番」を「浪速区難波中一丁目六番五」に改め、同表百七十六号の項中「三百十八番」を「三百十八番四」に、「七十七番」を「五百十一番七」に改め、同表百九十六号の項中「字西町裏甲五百二十七番六」を「字新宮原甲千八百六十番五」に改め、同表二百号の項中「四十二番の十四」を「四十二番八」に改め、同表二百三号の項中「四十六番二」を「四十六番一」に改め、同表二百五号の項中「大字彼杵宿郷字江頭七百六十番の五」を「彼杵宿郷字江頭七百五十三番四」に改め、同表二百八号の項中「北川副町大字木原字四本樟」を「南佐賀一丁目」に改め、同表二百二十六号の項中「字芝山四百八十七番の一」を「字柴山四百八十七番一」に改め、同表二百四十六号の項中「瀬田字堤外」及び「久地字東耕地」を「二子一丁目」に改め、同表二百八十三号の項中「百五十四番五」を「百五十四番十二」に、「参地割」を「三地割」に、「第壱地割」を「第一地割」に改め、同表三百二十九号の項中「字世富慶世富慶原」を「字世冨慶世冨慶原」に改め、同表三百五十七号の項中「七番」を「七番一」に、「十五番一」を「十五番百五十五」に改め、同表三百七十五号の項中「東広島市」を「呉市阿賀中央四丁目三千五百三十七番一から東広島市黒瀬町兼広字鷹ノ巣八百八十五番九まで、同市」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年三月二十四日から施行する。ただし、別表百十三号の項の改正規定は同月二十九日から、同表二十五号の項及び二十六号の項、百六十五号の項並びに三百七十五号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

公認会計士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第五十一号

公認会計士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十五条第一項第二号及び第二十四条の二第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「資本金額（資本金の額、出資の総額又は基金の総額をいう。）五億円以上のもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　資本金額（資本金の額、出資の総額又は基金の総額をいう。）が五億円以上の法人

ロ　金融商品取引法第百九十三条の二第一項の規定により監査証明を受けなければならない法人

ハ　イ又はロに掲げるものと連結して財務書類（法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）を作成するものとされる者として内閣府令で定める法人

第二条第三号中「除くほか、」の下に「国、地方公共団体又は」を加える。

第七条第一項第一号中「（法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）」を削る。

第九条第一号中「次号」の下に「並びに第三十条第三号及び第六号」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた次に掲げる実務については、この政令による改正後の公認会計士法施行令第二条に規定する実務とみなして、同条の規定を適用する。

一　国又は地方公共団体の機関において次のいずれかに該当する法人の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。

イ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の二第一項の規定により監査証明を受けなければならない法人（資本金の額が五億円未満のものに限る。）又はこれと連結して財務書類（公認会計士法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。ロにおいて同じ。）を作成するものとされる者として内閣府令で定める法人

ロ　資本金の額が五億円以上の法人と連結して財務書類を作成するものとされる者として内閣府令で定める法人

二　次に掲げる機関又は法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務を直接担当すること。

イ　国又は地方公共団体の機関

ロ　前号イ又はロに掲げる法人

内閣総理大臣　野田　佳彦

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第五十二号

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四十一条及び第四十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「京都市」の下に「、松江市」を加え、「前段」を「この項前段」に改める。